

■議案第25号 四万十町立認定こども園設置条例の施行について

【要旨】

◆田野々幼稚園と田野々保育所の幼保統合による認定こども園開園について

田野々幼稚園は、昭和55年3月建築の4・5才児受入施設で、一方、田野々保育所は、昭和60年2月建築の0歳から3歳までの児童を受け入れる施設となっています。

合併時の平成18年度の児童数は、田野々幼稚園36人、田野々保育所36人であったが、平成23年4月では、田野々幼稚園21人、田野々保育所24人と減少傾向であり、1つの地域に少人数の2つの施設運営は、財政面、保育サービス面から見て、統合が唯一の方法であり、その中身について、平成18年度から制度化された認定こども園制度を導入し、0才児から3歳児は、保育所児童、4・5歳児は、幼稚園児童として、開園いたします。

平成24年4月1日から開園予定の認定こども園は、現在の幼稚園と保育所の持つ、機能を活かしながら、保育サービス、保育料（暫定期間2年）は、町内保育所の内容に統一することとします。その後、既存施設利用した分園方式で開園した認定こども園の新園舎を3年以内に建設し、1ヵ所で総合的な幼保統合の総合施設として整備を図ります。

【参考】認定こども園【厚生労働省・文部科学省】

- ・ 法的な位置付けに変わりはない。（幼稚園・保育所）
- ・ 就学前の教育及び保育を一体的に提供する機能を備える施設
- ・ 幼保一元化の構想を元に、小学校入学前の子どもに対する教育、及び保護者に対する子育て支援を総合的に提供する。国のガイドラインに沿って都道府県が条例によって認定基準を設定。

■（高知県版）認定こども園根拠法令等

就学前保育教育法・就学前教育保育法施行規則・高知県認定こども園条例、条例施行規則

■文部科学省・厚生労働省

■0～2歳は、保育課程 保育所保育指針

■3～5歳は 教育課程 幼稚園教育要領

■認定こども園こども要録

- ・ 就学前保育、教育の一体化。・ 地域での子育て支援 ・ 保護者の就労の有無を問わない(3歳以上) ・ 0歳～就学前すべての子どもが対象。・ 短時間利用にも長時間利用にも対応する。